

高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金

【募集要領】

令和7年5月制定

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 事業の目的

電気代やガソリン価格の高騰を受けての構造転換及び脱炭素化やグリーン化等に取り組む県内事業者による将来を見据えた設備投資を促すために、県内の事業者が燃料電池自動車を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 募集期間

令和7年5月14日（水）から令和8年1月15日（木）とします。

※車両を導入する前に申請する必要があります。

※令和8年3月11日（水）までに実績報告を提出していただく必要があります。

3. 補助事業着手と完了

（1）補助事業の着手

次の3つのうち、いずれか1つでも実施することをいいます。

ア 車両の登録

イ 車両の引渡

ウ 代金支払の完了

※県が交付決定をする前に、どれか1つでも補助事業の着手に当たる行為をした場合、補助金の交付を受けられません。

（2）補助事業の完了

C E V補助金（車両）又は商用車等の電動化促進事業の交付額の確定通知書の受領を要件とします。

4. 補助対象者

F C Vを導入する、県内に本社又は事業所を有するみなし大企業を除く中小企業及び個人事業主のうち、県税に係る未納の徴収金がない者とします。

5. 補助対象事業

道路運送車両法第4条の規定により、はじめて自動車登録ファイルに登録を受けるF C Vを導入する事業

（1）F C Vの導入を購入又はリース契約により実施すること。

※リース契約で導入する場合、車両の使用者が当該補助金の申請を行うこととし、契約期間は耐用年数以上とすること。（耐用年数は、一般用は4年、運送事業用・貸自動車 業等は3年とする。）

（2）下記①～③のいずれかの用途でF C Vを利用するものであること。ただし、知事が認める場合はこの限りではない。

①自社での使用を目的とするもの

②商用車（タクシー、ハイヤー）

③レンタカー

（3）使用者の住所及び使用の本拠の位置が高知県内であること。

（4）導入するF C Vの保管場所が高知県内であること。

(5) C E V補助金（車両）又は商用車等の電動化促進事業を活用すること。

6. 補助対象経費

A：車体本体の購入価格（税抜）から B：国等の補助金を受ける場合の金額を差し引いた額
（補助対象経費＝A－B）

※車両本体の購入価格は、値引後の金額とする。

※リース契約での導入の場合は、契約書類における「車体の本体価格」を A とする。

7. 補助金の額

100 万円以内（1 台当たり）

※補助対象費が 100 万円未満の場合はその額となります。

8. 事業計画書の提出

補助を希望する者は、高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金交付申請書に必要書類を添付し、下記の提出先にメール又は郵送でご提出ください。

また、電子申請でも受付けていますので、下記の電子申請用 URL より申請いただくことが可能です。

なお、予算額に達した時点で募集を終了します。

【提出先・問合せ先】

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 岡本、原本

電 話：088-821-4538 Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

【電子申請用 URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=14810

9. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

財産の種類	用途	耐用年数
燃料電池自動車	一般用のもの	4 年
	運送事業用・貸自動車業用等	3 年

10. その他

補助金の交付を受けた補助事業者は、『こうちグリーンアクション企業』として、県が実施する 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた普及啓発活動に協力していただきます。

例えば、広報活動等での協力として、当課が実施するシンポジウムにおいて、事例発表していただく

ことや、県が作成する普及啓発用のホームページに導入事例として紹介する、といったことなどを想定しています。

11. 本補助金の交付の流れ

